

# すかがわ統計月報 2年1月発行

須賀川公共職業安定所  
石川地方職業相談室

962-0865 須賀川市妙見121-1 (電話)0248-76-8609  
963-7845 石川郡石川町字高田234-1 (電話)0247-26-2484

## 管内の雇用情勢(令和元年12月内容。パートを含む)

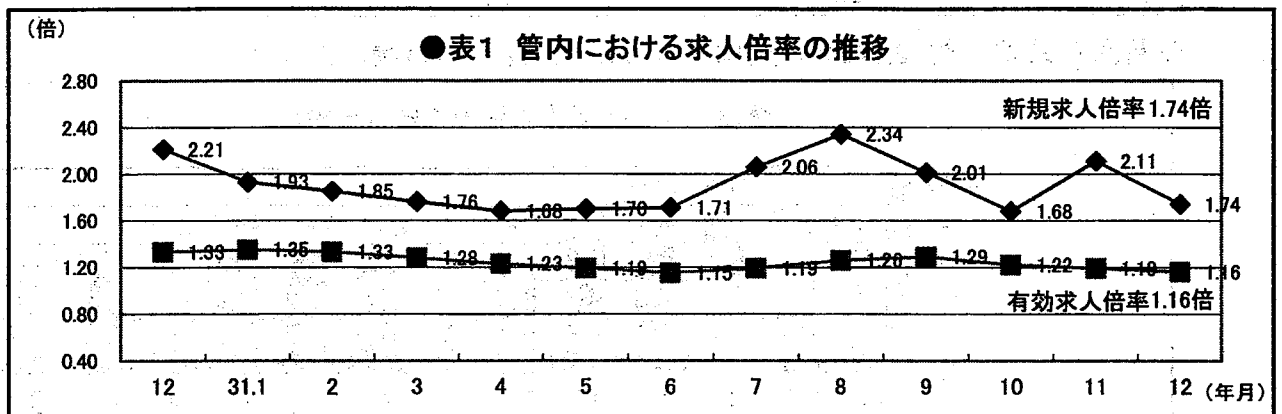
### 求人倍率

■新規求人倍率 1.74倍(対前年同月比0.47ポイント減、対前月比0.37ポイント減)  
12月の新たな求職申込みは404件、求人申込みは704人分でした。  
これは、1件の求職申込みに対し1.74人分の求人が申込みれたことになります。

※新規求人倍率:新規求人人数/新規求職者数  
新規求人倍率は、労働力需給状況の変化の先行的な動きをとらえることができるとされています。

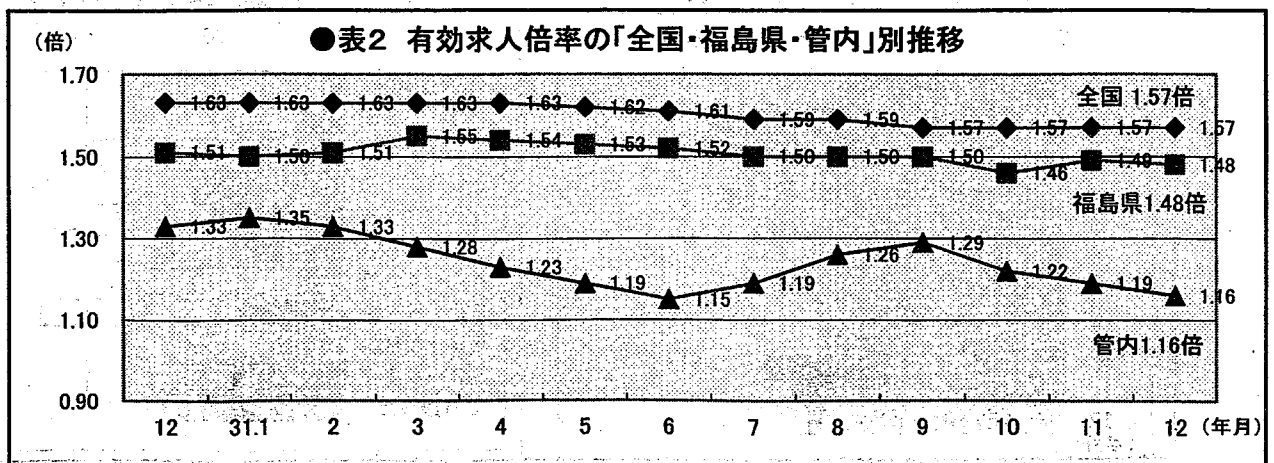
■有効求人倍率 1.16倍(対前年同月比0.17ポイント減、対前月比0.03ポイント減)  
11月から引き続き求職している方と12月に新たに求職申込みした方の合計が1,827人であったのに対し、11月から繰り越された求人と12月に新たに申込みれた求人の合計は2,126人でした。  
これは、1人の求職者に対し1.16人分の求人になります。

※有効求人倍率:有効求人人数/有効求職者数  
有効求人倍率は、労働市場の需給状況を示す代表的な指数とされています。

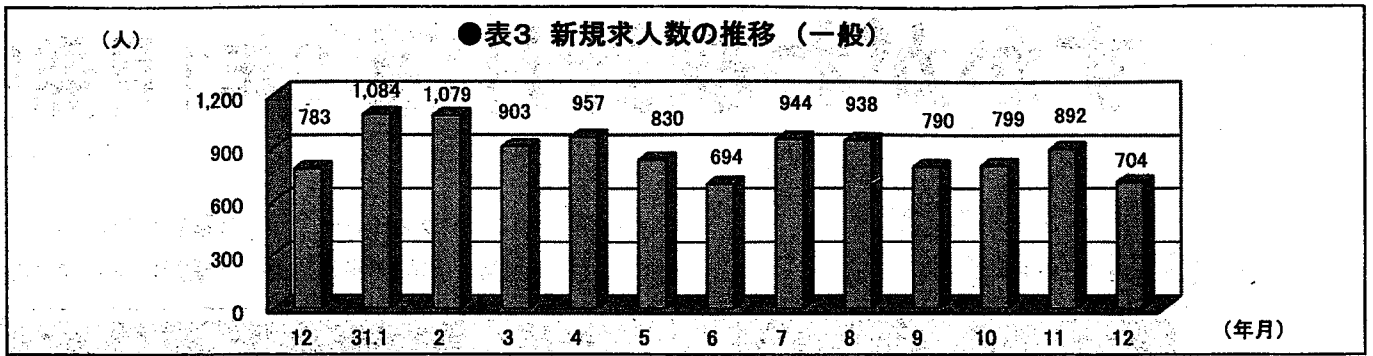


■有効求人倍率 【全国】1.57倍(対前年同月比0.06ポイント減、対前月比±0)  
【福島県】1.48倍(対前年同月比0.03ポイント減、対前月比0.01ポイント減)  
【管内】1.16倍(対前年同月比0.17ポイント減、対前月比0.03ポイント減)

※なお、平成30年12月以前の数値は、平成31年1月分公表時に新季節指数により改訂されています。



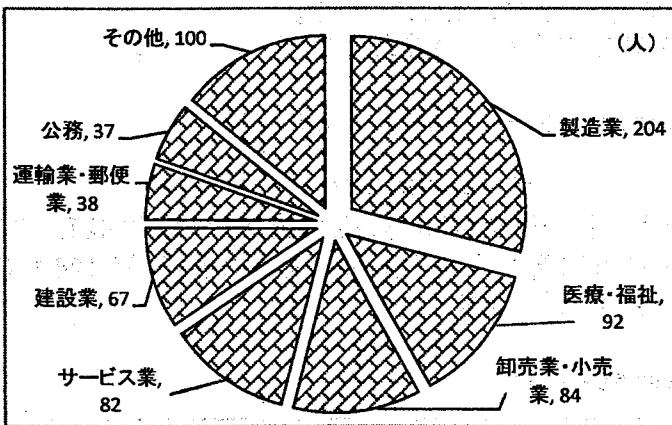
■新規求人数 704人(対前年同月比10.1%減、対前月比21.1%減)(表3)



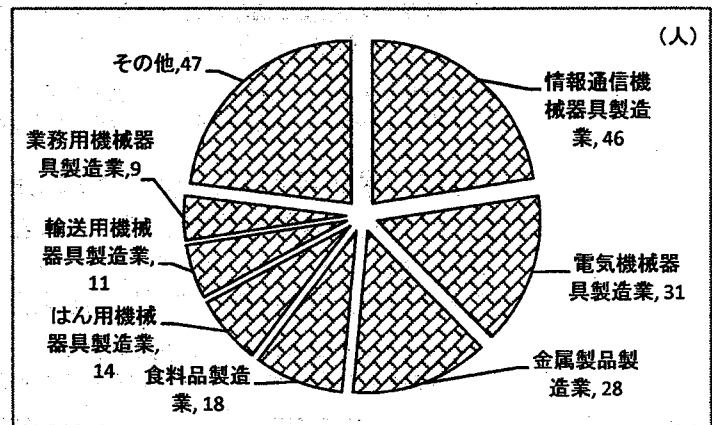
12月の新規求人数を産業別に見ると、製造業が204人と最も多く、全体の29.0%を占めており、次いで医療・福祉、卸売業・小売業、サービス業となっています。(表4)

また、製造業求人の内訳は情報通信機械器具製造業が46人と最も多く、製造業全体の22.5%を占めており、次いで、電気機械器具製造業、金属製品製造業、食料品製造業となっています。(表5)

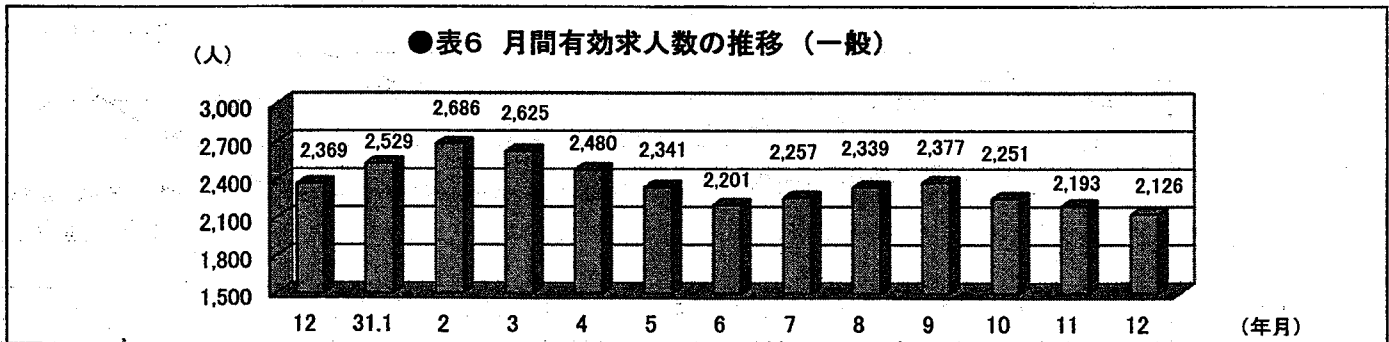
●表4 新規求人数の産業別内訳(12月)



●表5 新規求人数(製造業)内訳(12月)

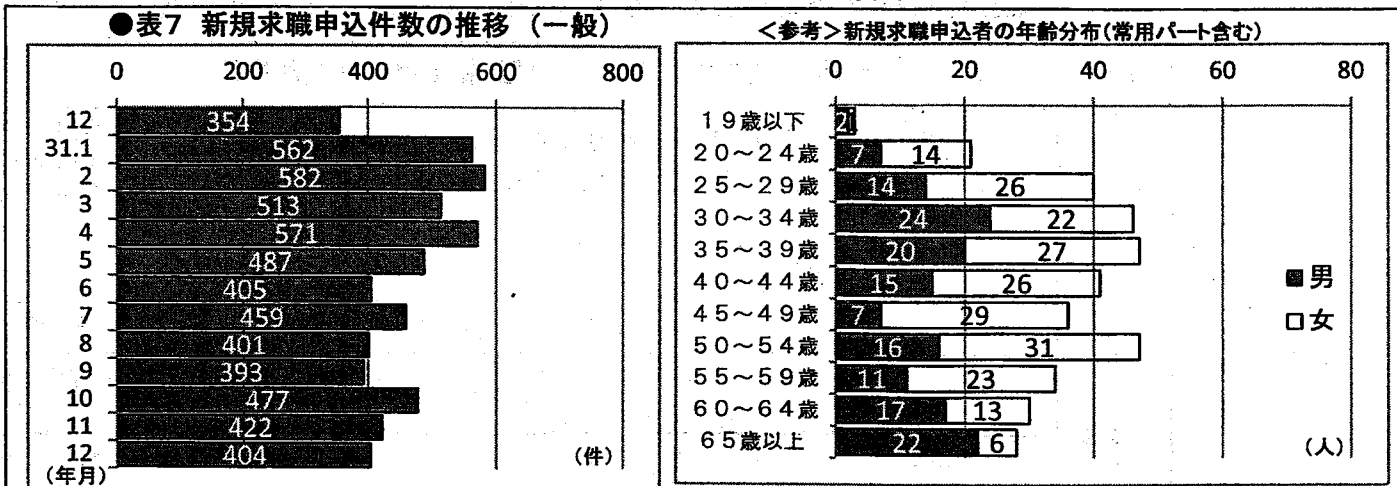


■月間有効求人数 2,126人(対前年同月比10.3%減、対前月比3.1%減)(表6)

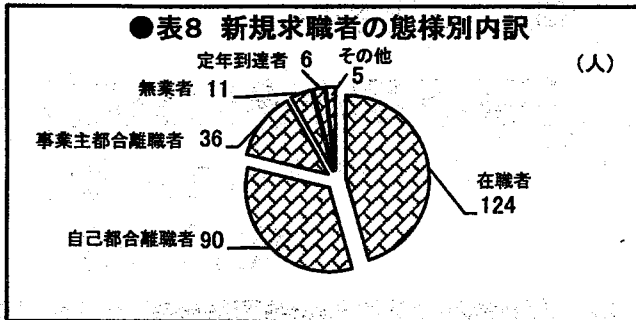


求 職

■新規求職申込件数 404件(対前年同月比14.1%増、対前月比4.3%減)(表7)

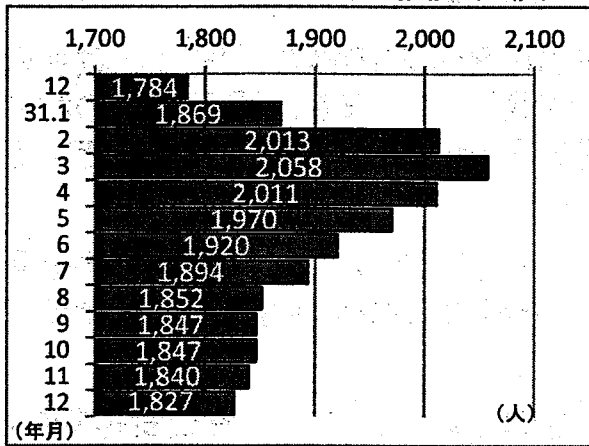


12月の新規求職申込件数272件(パートを除く常用。)を態様別に見ると、在職者が124人と最も多く、全体の45.6%を占めており、次いで自己都合離職者(構成比33.1%)、事業主都合離職者(同13.2%)、無業者(同4.0%)、定年到達者(同2.2%)となっています。(表8)

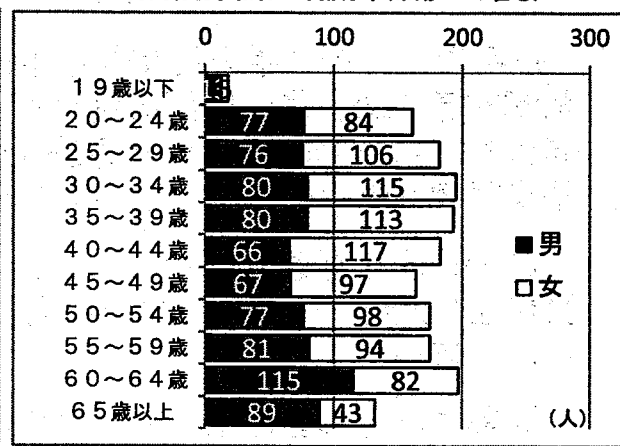


■月間有効求職者数 1,827人(対前年同月比2.4%増、対前月比0.7%減)(表9)

●表9 月間有効求職者数の推移(一般)



<参考>月間有効求職者の年齢分布(常用パート含む)



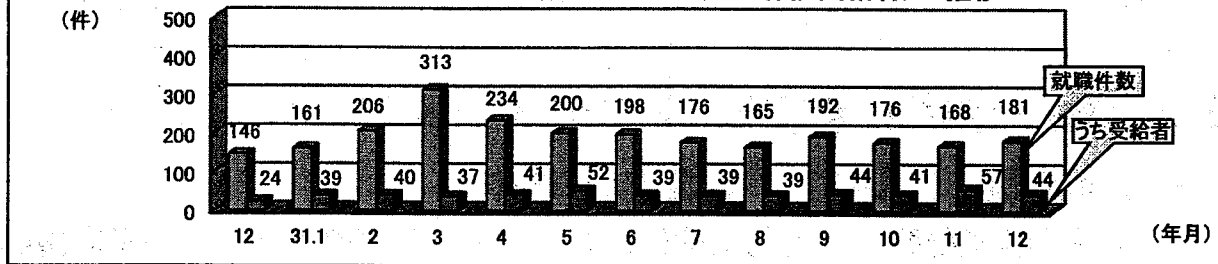
敷地内駐車場が満車の場合、第2駐車場をご利用下さい。

**就職**

■就職件数 181件(対前年同月比24.0%増、対前月比7.7%増)

■就職件数のうち保険受給者 44件(対前年同月比83.3%増、対前月比22.8%減)(表10)

●表10 就職件数、就職件数(うち雇用保険受給者)の推移



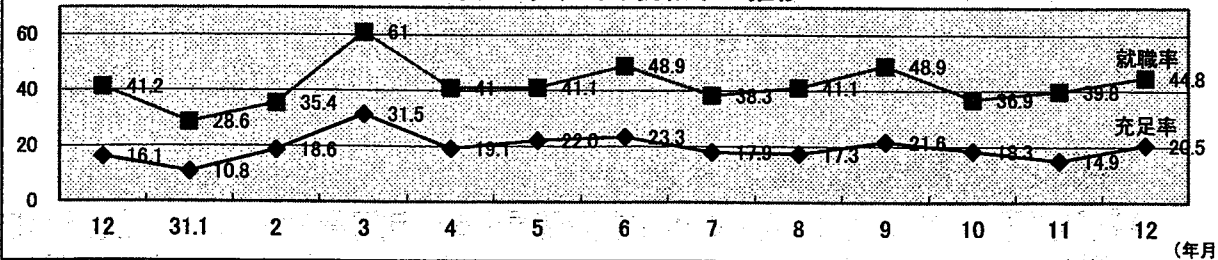
**充足率、就職率**

■充足率 20.5%(対前年同月比4.4ポイント増、対前月比5.6ポイント増)

■就職率 44.8%(対前年同月比3.6ポイント増、対前月比5ポイント増)(表11)

充足率は、新規求人のうちどれだけ充足したかを示します。就職率は、新規求職のうちどれだけ就職したかを示します。

●表11 充足率、就職率の推移

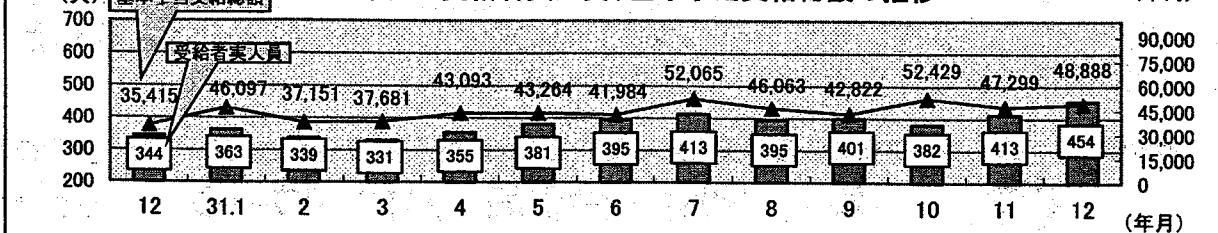


**雇用保険**

■雇用保険受給者(一般)実人員 454人(対前年同月比32.0%増、対前月比9.9%増)

■雇用保険基本手当支給総額 48,888千円(対前年同月比38.0%増、対前月比3.4%増)(表12)

●表12 受給者実人員、基本手当支給総額の推移



# 「雇用保険適用窓口」来所の受付時間変更のお知らせ

## 〈令和2年1月から、8:30～16:00になります〉

### ～便利な電子申請をご利用ください～

## 1 窓口来所の場合の受付時間変更

政府では、行政手続に掛かる事業者の皆さまの作業時間（行政手続コスト）を削減するため、電子申請の利用促進を図っています。電子申請の利便性の向上に向けたこれまでの取組や特定法人の電子申請義務化に向けた動きなどにより、電子申請率は着実に上昇しています。

この取組を加速するため、ハローワークにおいても、雇用保険適用窓口（※）の受付を16時までとし、16時以降は電子申請による申請・届出の集中処理を行うこととしました。

事業主などの皆さま、電子申請処理の迅速化のため、窓口受付時間の変更についてご理解いただきますようお願いいたします。また、この機会に、ぜひ便利な電子申請をご利用ください。

（※）事業主などが行う申請・届出（事業所・被保険者関係手続、雇用継続給付関係手続）が対象となります。

## 2 「電子申請」をする3つのメリット

### ★ 24時間・365日、申請できます

雇用保険適用窓口の受付時間は、8:30～16:00ですが、電子申請の場合、24時間・365日いつでも受付可能です。職場や出先など、どこからでも電子申請を行うことが可能です。

### ★ 個人情報紛失のリスクがありません

個人情報の持ち運びが不要のため、個人情報紛失のリスクがありません。慎重なマイナンバーの取扱いを期す事業主などの皆さまのニーズにも対応しています。

### ★ 時間と費用を削減できます

電子申請については、各都道府県労働局電子申請事務センター及びハローワークで処理を行っています。ハローワークへ行くための時間や待ち時間がないため、往來などに要する時間と費用が削減できます。

※2018年度末現在、37労働局に設置しており、順次増設しています。

- ☞ 16時を過ぎてお持ちいただいた場合、即時処理ができませんのでご了承ください。
- ☞ 郵送の場合、郵送に伴うチェック作業等のため、来所や電子申請による申請・届出より所要期間が長くなりますのでご了承ください。

○詳細は、ハローワークまたは各都道府県労働局雇用保険電子申請事務センターにお問い合わせください。

